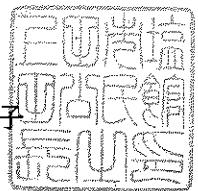


3 塩公第69号
令和3年10月18日

上田市塩田公民館運営審議会
会長 龍野 藤人 様

上田市塩田公民館長 小宮山 晶子



「コロナ禍における塩田公民館の事業のあり方」について（諮問）

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諒問内容 「コロナ禍における塩田公民館事業のあり方」について

2 諒問理由

昨年来、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、公民館活動は極めて大きな影響を受けることとなりました。特に、「集う」、「学ぶ」、「結ぶ」を重要な機能として掲げてきた公民館は、新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止対策のため、施設の休館や主催事業の参加人数の制限など、公民館本来の役割を果たすことが難しい状況になりました。

このような事態は、誰もが経験したことがないため、公民館として利用者の安心安全を第一に考えながら工夫を凝らし、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じたうえで、公民館事業を実施するとともに、オンラインを活用した講座についての研究と実施の取り組みを進めているところです。

現在の感染状況は、比較的落ち着いてはいるものの、以前のような公民館活動が行えるようになるのかは、分からぬ状況です。

また、住民の皆さんの外出機会が減少し、運動不足に陥ったり、仲間との交流ができなくなるなど、身体的な健康のみならず、心の健康にも影響を及ぼしています。

現在、活動を休止している公民館の利用者団体もあり、コロナ禍が落ちついたとしても、このまま活動をやめてしまうという可能性もあります。

このような状況を踏まえ、コロナ禍における社会教育のあり方や対応について検討を行い、塩田公民館における現状・課題を整理し、この地区で進めるべく具体的な事業のあり方について御検討をくださいますようお願ひいたします。

以上を中心に御審議をお願いしたいのですが、この他にも地域づくりに向けた方策などに関連し、必要な事項について幅広く御検討いただくようお願ひいたします。